

議案第62号 藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、人事院による勧告の基礎となる民間給与の実態調査が遅れ、月例給については民間給与との差が極めて小さいことから改定はなしとなり、特別給については民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.05月引き下げるとする内容が、10月に人事院より勧告されました。

国における人事院勧告の完全実施については、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が11月6日に閣議決定され、臨時国会に法案が提出されております。

地方公務員の給与改定について、国からは、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、給与の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請されているところです。

これを受け、本市においては、これまでも人事院勧告の内容を尊重した対応を図っており、今年度も同様に、人事院勧告の内容に準じて本市職員の給与改定を行うため、必要な条例改正をするものです。

(1) 改定内容について

人事院勧告では、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、年4.45月分としています(改定後①)。引下げの0.05月分については、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映させることとし、令和3年度以降については、6月期及び12月期の期末手当が均等となるように配分することとしています(改定後②)。

本市においても、国と同様の支給月数に引下げ及び配分の見直しを図ることとします。

再任用職員については、国家公務員の引下げがないため、改定しません。

ア 令和2年度の期末・勤勉手当支給月数

期	現 行	改 定 後 ①	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.30 月	1.30 月	-
	0.95 月	0.95 月	-
	2.25 月	2.25 月	-
12月期	1.30 月	1.25 月	△0.05 月
	0.95 月	0.95 月	-
	2.25 月	2.20 月	△0.05 月
計	2.60 月	2.55 月	△0.05 月
	1.90 月	1.90 月	-
	4.50 月	4.45 月	△0.05 月

イ 令和3年度以降の期末・勤勉手当支給月数

期	改 定 後 ①	改 定 後 ②	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.30 月	1.275月	△0.025月
	0.95 月	0.95 月	-
	2.25 月	2.225月	△0.025月
12月期	1.25 月	1.275月	0.025月
	0.95 月	0.95 月	-
	2.20 月	2.225月	0.025月
計	2.55 月	2.55 月	-
	1.90 月	1.90 月	-
	4.45 月	4.45 月	-

(2) 実施時期について

令和2年12月1日に実施します。

令和3年度以降の期末手当に関する改定は、令和3年4月1日から実施します。

以 上